平成２５年（フ）第７８６号
横浜市港南区芹が谷５丁目８番24号　レオパレス上永谷第１　202
破産者　小島　利郎
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７７号
横浜市神奈川区六角橋５丁目２番２号
破産者　吉田　志保
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
石川県加賀市片山津温泉ア104番地
破産者　北野印刷所こと　北野伊三郎
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１１号
石川県七尾市阿良町61番地１
破産者　田村　紀榮
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２３号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1418番地５
破産者　小佐野　勇
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1418番地５
破産者　小佐野哲一
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
長野県上田市上丸子1947番地12
破産者　大野　實治
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４９５号
静岡県沼津市桃里143番地の２　シーサイドビュー101号、開始決定時の住所静岡県沼津市我入道秋葉町431番地の１
破産者　望月　　守
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
静岡県伊豆の国市南條205、住民票上の住所東京都墨田区石原２丁目17番９―302号　南雲ビル
破産者　加藤　康子
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
静岡県御殿場市新橋1735番地の１　サンビレッジ６番館102、前住所静岡県御殿場市新橋438番地の３
破産者　川本　哲雄
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８８号
京都府京田辺市花住坂３―22―18、外国人登録原票上の住所京都府宇治市大久保町北ノ山74番地
破産者　金山金銀糸製作所こと金山明弘こと　金　　明漢
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８３号
京都市伏見区竹田七瀬川町370番地
破産者　堀　　清
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３４号
京都市左京区高野泉町６番地186
破産者　片岡　奉文
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
奈良市富雄北３丁目20番33―203号、開始決定時の住所奈良市富雄泉ヶ丘17番18号
破産者　平城山建設こと　木村　秀勝
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２３号
奈良市古市町1719番地の５　ディアーレコトブキＡ―106号、前住所京都府相楽郡精華町大字下狛小字林前10番地８
破産者　中村　雅彦
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４号
松江市大庭町1294番地２
破産者　吉岡　輝枝
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
松江市東津田町491番地
破産者　小村　和也
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５２号
広島県呉市阿賀中央６丁目６番26―704号第一阿賀中央ハイツ、開始決定時の住所広島県呉市広白岳２丁目２番13―204号
破産者　住平　啓自
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部